

# 平成29年五所川原市教育委員会第2回定例会会議録

五所川原市教育委員会

平成29年五所川原市教育委員会第2回定例会議決結果表

議案番号	提案年月日	件名	議決年月日	結果
議案第3号	平成29年2月22日	金木高等学校市浦分校設置条例を廃止する等の条例の制定について	平成29年2月22日	原案承認
議案第4号	平成29年2月22日	金木高等学校市浦分校管理規則等を廃止する規則の制定について	平成29年2月22日	原案承認
議案第5号	平成29年2月22日	五所川原市立小学校及び中学校の就学に関する規則の一部を改正する規則の制定について	平成29年2月22日	原案承認
議案第6号	平成29年2月22日	五所川原市立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について	平成29年2月22日	原案承認
議案第7号	平成29年2月22日	五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について	平成29年2月22日	原案承認
議案第8号	平成29年2月22日	五所川原市立学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	平成29年2月22日	原案承認
議案第9号	平成29年2月22日	五所川原市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について	平成29年2月22日	原案承認
議案第10号	平成29年2月22日	平成29年度五所川原市の教育の教育目標、方針、重点について	平成29年2月22日	原案を修正することで承認
議案第11号	平成29年2月22日	県費負担教職員人事の内申について	平成29年2月22日	原案承認

平成29年五所川原市教育委員会第2回定例会会議録

日時：平成29年2月22日（水） 午後2時00分開会

場所：五所川原市金木庁舎 4階 第1会議室

◎議事日程

第 1 開会

第 2 会議録署名委員の指名

第 3 会期の決定

第 4 前回会議録の承認（第1回定例会）

第 5 教育長の報告

第 6 付議案件

1 議案第3号 金木高等学校市浦分校設置条例を廃止する等の条例の制定について

2 議案第4号 金木高等学校市浦分校管理規則等を廃止する規則の制定について

3 議案第5号 五所川原市立小学校及び中学校の就学に関する規則の一部を改正する規則の制定について

4 議案第6号 五所川原市立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

5 議案第7号 五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について

6 議案第8号 五所川原市立学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

7 議案第9号 五所川原市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について

8 議案第10号 平成29年度五所川原市の教育の教育目標、方針、重点について

9 議案第11号 県費負担教職員人事の内申について

第 7 その他

1 県費負担教職員の義務違反等に関する措置の状況について

2 嘉瀬スキー場での事故について

3 教育機会確保法と当市の対応について

4 小学校における英語教育について

◎出席教育長及び委員（5名）

教育長	長 尾 孝 紀
1 番	阿 部 育 也 委員
2 番	丁子谷 悟 委員
3 番	木 村 吉 幸 委員
4 番	三 瀨 洋 生 委員

◎説明のため出席した職員（8名）

	教育部長 寺 田 建 夫
教育総務課	課長 川 浪 生 郎
教育総務課	庶務係主査 毛 内 聖
社会教育課	課長 夏 坂 泰 寛
文化スポーツ課	課長 葛 西 一
指導課	課長 佐々木 瑞 信
学校給食センター	所長 中 谷 吉 範
図書館	館長 櫛 引 松 三

◎職務のため出席した職員（1名）

教育総務課	課長補佐 福 山 佳 秀
-------	--------------

◎開 会

○教育長

本日の出席は、私ほか委員が4名、定足数に達しております。これより平成29年五所川原市教育委員会第2回定例会を開会いたします。

◎会議録署名委員の指名

○教育長

日程第2 会議録署名委員の指名に入ります。会議録署名委員は、委員会会議規則第17条第2項の規定により教育長が指名とありますので、私の方から指名いたします。2番 丁子谷委員、4番 三潟委員をお願いいたします。

◎会期の決定

○教育長

日程第3 会期についてお諮りいたします。会期は本日一日といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

御異議なしと認めます。よって、会期は本日一日とすることに決定いたしました。

◎前回会議録の承認（第1回定例会）

○教育長

日程第4、前回の会議録の承認についてであります。御異議なければ承認したいと思います。

(異議なしの声あり)

○教育長

御異議がないようですので、第1回定例会の会議録は承認することに決しました。

◎教育長の報告

○教育長

それでは日程第5、教育長の報告に入ります。

教育委員会主催の「第58回五所川原市学童スキー大会兼第16回北奥羽学童ジャンプ大会」が2月12日に嘉瀬スキー場を会場に実施されました。ただ、予定していた北奥羽学童ジャンプ大会は、雪不足でジャンプ台の整備ができない状態で、秋田県から参加予定の6名の選手には事前に中止の連絡をしております。市学童スキー大会には54名の参加がありました。当日は、みぞれ混じりのあいにくの天候になりましたが、クロスカントリー、アルペン競技が予定どおり行われ、選手達は熱戦を展開してくれました。またジャンプ競技は、市内の参加選手についてはミニジャンプ台を設置して対応しました。

次は、「市内小中学校美術展」と「いじめのない社会啓発ポスターコンクール表彰式」についてです。小中美術展は、「市内小中学校児童生徒の造形作品を発表し合い、市図工美術教育の充実や向上を図るとともに、広く市民に鑑賞してもらい学校教育の成果を理解してもらう」ことを趣旨に毎年開催し、今年度で12回目となります。昨日21日から明日23日までELMの街ショッピングセンター2階エルムホールで開催しております。作品は、絵画・版画・デザイン画、立体作品、この他中学校からは壁新聞や学級旗など、今年は約535点程出品されています。また、前日の20日には、美術展の準備作業の後、「平成28年度五所川原市いじめのない社会啓発ポスターコンクール表彰式」を、児童生徒・保護者及び関係者出席のもと実施しました。今回は市内小学校から184点、中学校から31点の合計215点の応募があり、その中から平成29年度用のカレンダーに掲載する12点が入賞しました。どの作品もメッセージ性があり、「いじめのない明るい学校にしたい」「いじめは絶対に許さない」という気持ちが伝わってくるものばかりでした。入賞作品とカレンダーは、同美術展会場に展示しておりますので御覧頂ければと思います。

「金木高等学校市浦分校の運営に関する地域説明会」についてお知らせします。平成29年1月31日に市浦分校において地域説明会を開催しました。当日は、丁子谷委員も出席してくれました。既に一昨年の総合教育会議において「市浦分校の募集を平成29年度入学生から停止し、30年度末に閉校とする」ことを市の方針として示されておりましたが、第1学年の生徒が8月22日付けで退学し、第1学年の在籍者がゼロとなっております。このまま推移すると卒業生がいない状態で30年度末の閉校を迎えることになることから、昨年の12月26日開催の五所川原市総合教育会議において再度協議し、市浦分校の閉校時期を平成29年度末とすることを市の方針として決定したことを受け、保護者・地域の皆様方にこれまでの経緯等も含め、説明会を開催しました。出席者からは異論などは出ませんでした。また、「開校後の校舎の利活用について」「記念碑の建立について」「記念式典の予算や思い出を語る会の開催について」「実行委員会のことについて」などの質問があり、これらのことについては3月議会終了後に再度、分校と連絡を取りながら説明会を開催することをお話しました。

◎付議案件

○教育長

日程第6 付議案件に入ります。本日付議される議案11件のうち、はじめの議案第3号から議案第9号までの7件は、条例や規則など規定の制定や一部改正に関する内容となっておりますので、一括で審議いたします。それでは担当より説明をお願いします。

○教育総務課長

議案第3号 金木高等学校市浦分校設置条例を廃止する等の条例の制定について、議案第4号 金木高等学校市浦分校管理規則等を廃止する規則の制定について、議案第5号 五所川原市立小学校及び中学校の就学に関する規則の一部を改正する規則の制定について、議案第6号 五所川原市立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について、議案書を基に説明する。

○学校給食センター所長

議案第7号 五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 五所川原市立学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、議案書を基に説明する。

○図書館長

議案第9号 五所川原市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案書を基に説明する。

○教育長

只今の説明に、御質問等ございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

それでは、議案第3号から議案第9号までの議案7件について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認め、議案第3号から議案第9号までの議案7件は、原案のとおり承認することに決しました。

それでは続きまして、議案第10号「平成29年度五所川原市の教育の教育目標、方針、重点について」、担当課より説明をお願いします。

○教育総務課庶務係毛内主査

議案第10号 平成29年度五所川原市の教育の教育目標、方針、重点についてのうち、「五所川原市の教育目標・方針・重点の設定について」、「1 五所川原市教育目標」について議案書を基に説明する。

○教育総務課長

「2 学校教育行政の方針と重点」について議案書を基に説明する。

○指導課長

「3 学校教育指導の方針と重点」について議案書を基に説明する。

○社会教育課長

「4-1 社会教育行政の方針と重点」及び「4-2 青少年対策行政の方針と重点」について議案書を基に説明する。

○文化スポーツ課長

「5-1 文化行政の方針と重点」、「5-2 国指定重要文化財（建造物）の運営方針と重点」、「5-3 芸術文化施設の運営方針と重点」、「5-4 体育行政の方針と重点」及び「5-5 走れメロスマラソン対策室の方針と重点」について議案書を基に説明する。

○社会教育課長

「6 公民館の運営方針と重点」について議案書を基に説明する。

○図書館長

「7 図書館の運営方針と重点」について議案書を基に説明する。

○学校給食センター所長

「8 学校給食センターの運営方針と重点」について議案書を基に説明する。

○教育長

只今、各担当から内容の説明がありましたが、何か御意見等ございませんでしょうか。

○木村委員



P 5 8 の旧西沢家住宅についてですが、今後も管理主体は教育委員会ということでしょうか。

○文化スポーツ課長

今後も建物の管理は教育委員会ということで変わりありませんが、金木総合支所の建替えを含めた面的整備の一環として何かしらの影響があるかもしれません。

○教育部長

市長部局で念頭に置いているのは、既存の津軽三味線会館、金木観光物産館、斜陽館、そして金木総合支所の連結性があまり見られない状況であることから、一帯でとらえ、周辺を面的に整備できないものかということです。これは、県内外からお出でいただいた観光客の皆様の巡回性を高め、観光的な資源としての魅力を向上させるものです。計画は金木総合支所の建替えを中心に進められるわけですが、旧西沢家をどのように活用していくかについて、現在も話し合われております。

○丁子谷委員

P 6 1 の図書館の重点目標の説明で「レファレンスサービス」とありますが、具体的にどのようなことを意味するのでしょうか。

○図書館長

資料探しや調べ物の手伝いをしたりするほか、端末機械のシステムを利用して探している本を見つけるなどといったサービスです。

○丁子谷委員

見慣れないカタカナ語では分かりにくいという人も多いでしょうし、只今の説明のような表記にするか、それとも注釈をつけるなどの工夫が必要ではないかと思ひ質問しました。いずれかの対応を取ってみてはいかがでしょうか。また、今後、教育委員会で文書を作るにあたって、ますますカタカナ語が多くなっていくと思いますが、その専門用語が一般の市民の皆さんに通じるのかどうかをよく考え、心配りをしてもらえよう願ひするものです。

○図書館長

注釈なりを付けて、分かりやすい表記に努めます。

○三瀨委員

文化財に関係することになります。金木地区の斜陽館周辺には、いたる所に木でできた名所説明があり、建物や場所に関する説明が書かれています。しかし、その多くが色剥げしたり、いたずらされたりして読み取れなくなっていて、観光客が頭をかきげている様子も見受けられました。こうした案内板などの修繕についても、本日の説明の中に含まれているのでしょうか。

○文化スポーツ課長

文化スポーツ課で所管しているものにつきましては、予算の中で修繕なりの対応を取っていくことができるかと思いますが、他課のものであれば情報を伝え、修繕をしていくことになります。

○三瀨委員

必ずしも教育委員会で所管しているとは限らないということでしょうか。

○教育長

観光施設に関しては、教育委員会ではなく観光部局になります。史跡や市指定の名木などは教育委員会です。いずれにしても、どこの所管であっても観光客の皆さんが読み取れないのであれば修繕しなければなりませんので、早めに調査して対応するようにお願いしておきます。

それでは、この議案第10号について、他に何か御質問や御意見がございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

それでは、議案第10号について、指摘のあった部分を修正するという事で承認することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認め、議案第10号は、承認することに決しました。

それでは次に、議案第11号「県費負担教職員人事の内申について」、となりますが、議案内容及び審議は非公開が原則とな

りますので、五所川原市教育委員会会議規則第15条の規定により、本件について公開しないことといたします。本件関係者以外は、本件が終了するまで、退出くださるようお願いいたします。

(関係者以外退出) 午後2時51分

～ 五所川原市教育委員会会議規則第15条のただし書きの規定により公開しないこととした部分については第18条第2項の規定により会議録を別に作成する ～

(退出者の入場) 午後3時08分

○教育長

それでは次に、日程第7 その他 に入りますが、「県費負担教職員の義務違反等に関する措置の状況について」、説明をお願いします。

○教育部長

県費負担教職員の義務違反等に関する措置の状況について説明する。

○教育長

只今の説明に、御質問等ございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

それでは次に「嘉瀬スキー場での事故について」、担当より説明をお願いします。

○文化スポーツ課長

嘉瀬スキー場での事故について説明する（スキー教室で小学生が転倒し膝が腫れた）。

○教育長

只今の説明に、御質問等ございませんでしょうか。

（なしの声あり）

○教育長

ないようですが、他に「その他」として何かございませんでしょうか。

○丁子谷委員

二つ質問したいと思います。一つ目は、先般成立した教育機会確保法に関することです。当市では適応指導教室が行われていますが、この法律ではフリースクールや学校の許可を得た自宅学習などの様々な取組みについても出席確保として関連づけ、義務教育にある小中学生を教育の機会を確保しながら卒業させていくというものであると伺っています。今後、この法律に関連して、当委員会ではどのような形で教育の機会を確保し、指導や支援をしていくのでしょうか。

二つ目は、小学校における英語教育についてです。今後、英語教育は小学3年生以上ということになるようですが、ALTも現在的人数では足りなくなるのではないのでしょうか。また、3年生以上を担当する教員の英語力についての話にもなってくるでしょうから、GOAL（五所川原アクティブ・ラーニング）を改定してこれらのことを盛り込むなどしてみてはどうでしょうか。これらのことについて、指導課では今後どのように考え対応していくのかお知らせください。

○指導課長

教育の確保につきましては、現在、中央公民館において学校復帰を目指した支援として適応指導教室を行っており、通室した子供を出校したものとしてとらえています。現在、県内でフリースクールが実施されている例はないようですが、指導課ではフリースクールや自宅学習について、この法律ではどの程度のものが出校扱いになるのか理解を深め、適正に対応していきたいと思えます。

小学校での英語教育につきましては、現在、5・6年生が外国語活動としてゲームを取り入れ会話を中心にした学習を行っていますが、今後はこの内容を3・4年生で行い、5・6年生は話すだけでなく読み書きも加えた学習に変わっていきます。したがって3・4年生、5・6年生の先生方には指導力を確保するため、それに似合った研修をしていかなければなりませんし、A

L Tの不足にも対応していかなければなりません。A L Tによっては日本語力に差があり、着任時全く日本語が理解できない方もいますが、それでも学校で先生方とコミュニケーションをとりながら英語指導をしていかなければなりません。そういった意味では、今後は日本人で英語が堪能な方をA L Tとして採用するといった方策にも考えを及ぼせながら対応していかなければならないと考えております。

○教育長

今後、教育機会確保法が施行され、また、小学校での英語教育についても拡充されるなど国が先行していても、実際に学校での教育がそれについて行けるのかといった不安もあります。現に今でも小学校では新たな学習を取り入れようとしても授業時間の確保が非常に難しい状況にあります。英語の指導力の確保については、県からやがて研修等の連絡が来るとは思いますが、本市においても教科指導の研修会に講師を招くなど実態に合わせた体制をとっていかなければならないと思います。

それでは他に「その他」として何かございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

ないようですので、これを持ちまして平成29年五所川原市教育委員会第2回定例会を閉会いたします。

午後3時29分閉会

署 名

五所川原市教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、ここに署名する。

平成29年2月22日

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

五所川原市教育委員会委員 2番 丁子谷 悟

五所川原市教育委員会委員 4番 三 瀨 洋 生

会議の書記 教育総務課長 川 浪 生 郎